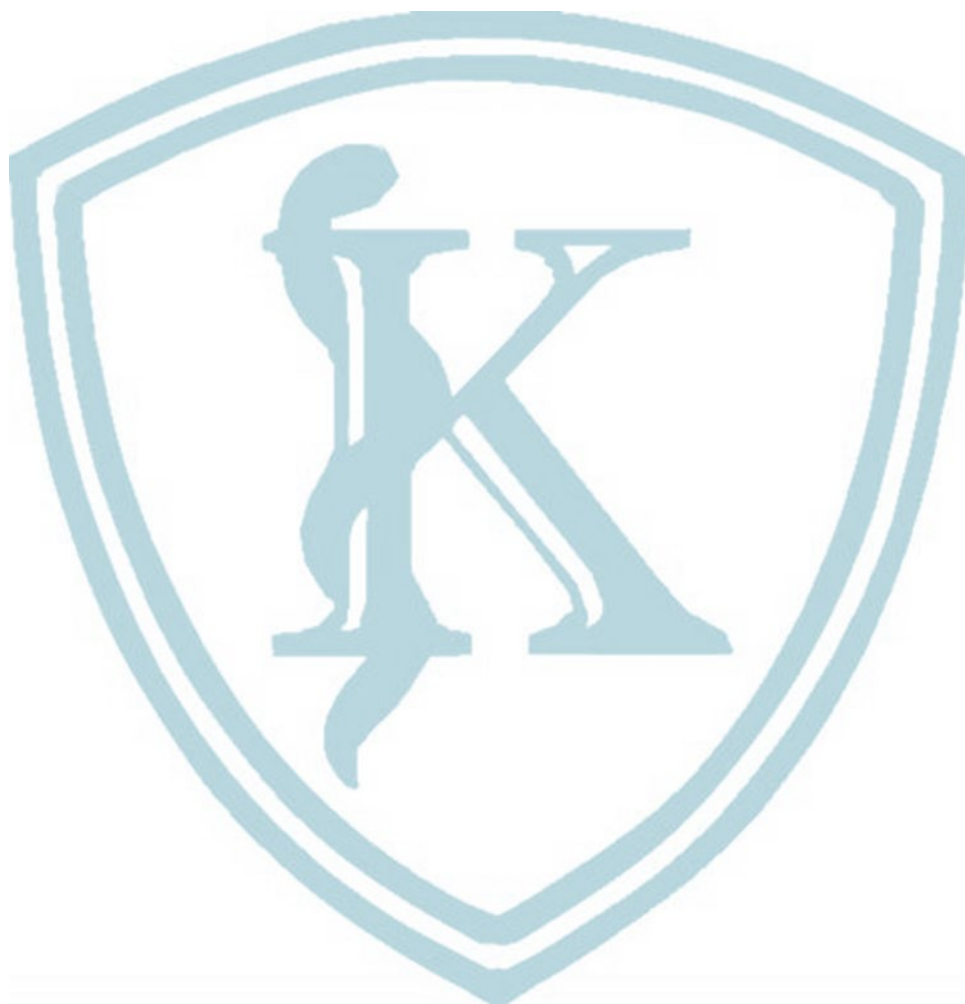


学 則



令和6年4月1日

国際医療福祉専門学校一関校

学校法人 阿弥陀寺教育学園
国際医療福祉専門学校一関校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき専修学校教育を行い、救急救命士並びに理学療法士として必要な知識及び技能を教授し、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、国際医療福祉専門学校一関校（以下「本校」）という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を、岩手県一関市室根町矢越字沼田 78－2 に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関する必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程・学科・修業年限・定員並びに学期・休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員・学級数	総定員	備 考
医療専門課程	救急救命学科	2 年	30 名×1 学級	60 名	昼 間
	理学療法学科	3 年	30 名×1 学級	90 名	昼 間

2 救急救命学科は 4 年、理学療法学科は 6 年を超えて在籍することはできない。但し、学校長が認めた場合にはこの限りではない。

(学 期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2 専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期： 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期： 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。但し、学校長は特に必要があると認めた場合には休業日を変更することができる。

(ア) 土曜日・日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

(ウ) 夏期休業 7 月 24 日から 8 月 31 日まで

(エ) 冬期休業 12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで

(オ) 春期休業 3月16日から3月31日まで

- 2 教育上特に必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。また授業日振り替えることがある。

第3章 教育課程・授業時間数及び単位数・成績評価・始業及び終業並びに教職員組織

(教育課程・単位・授業時間数及び出席日数)

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

- 2 本校における卒業に必要な単位数は、救急救命学科73単位以上及び理学療法学科は102単位以上とする。
- 3 単位の計算方法については、1単位の授業時間数を45時間の修学を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。
- 4 臨地実習については1単位45時間の実習をもって計算する。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案し、単位認定会議を経て学校長が評価、認定する。但し、出席時間数が各科目の授業時間数の3分の2（実習においては5分の4）に達しない者は、その科目については評価を受けることができない。

(既習単位の認定)

- 第10条 理学療法学科については、大学、短期大学、高等専門学校、専門士を取得できる専修学校を卒業または退学し、新たに本校に入学した者の既修得単位については、単位認定会議の議を経て、本校において習得したものとみなし単位を認定することができる。
- 2 前項に規定する既修得単位については、編入学の場合を除き、別表の科目について15単位を超えない範囲で認めることができる。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	昼夜別	始業時間	終業時間	曜 日
医療専門課程	救急救命学科	昼 間	9時00分	16時10分	月～金
	理学療法学科	昼 間	9時00分	16時10分	月～金

但し、授業時間は学校長が必要であると認めたときは、これを変更することができる。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1名
- (2) 教 員 10名以上（専任・兼任・助手を含む）

※但し、開校1年目は8名以上とする。

課 程 名	学 科 名	専任教員
医療専門課程	救急救命学科	3名以上
	理学療法学科	6名以上

なお、理学療法学科の専任教員は27年度4名以上、28年度5名以上とする。

(3) 事務職員 2名以上

(4) 学校医 1名

2 学校長は、校務を司り、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により、大学に入学することができる者
- 2 文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められる者
 - (1) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の過程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者も含む。)
 - (2) 外国において、前項の1及び2(1)と同等と認められる者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む)
 - (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - (6) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者

(入学及び進級の時期)

第14条 本校の入学時期及び進級の時期は学年の始めとする。

(入学の出願)

第15条 本校に入学又は転入・編入学を志願する者は、学校長が定める期日までに、所定の願書に、次に掲げる書類を添えて願出しなければならない。

- (1) 卒業証明書若しくは卒業見込み証明書
- (2) 調査書(大学卒業者は、単位取得証明書又は成績証明書)
- (3) 推薦書(推薦入学を希望する者)
- (4) 併願申請書(他校を併願する者)
- (5) 入学検定料払込証明書

(入学者の選考)

第16条 入学を志願する者に対しては、学力検査、出身校の調査書(大学卒業者は、単位取得証明書又は成績証明書)及び面接により、次の方法により選考を行う。

- (1) 推薦入学試験(高校・自己)
- (2) 一般入学試験
- (3) AO入学試験

(入学手続)

第17条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入して第23条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに願出しなければならない。

- 2 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から所定期間内に第23条の入学金を添え、手続をとらなければならない。

(転入・編入学)

- 第18条 本校への転入学及び編入学は、原則として定員に空きがある場合に、これを認める。
- 2 転入学及び編入学の希望があった場合、学校長が希望者の養成施設の指定教科の取得状況等を鑑み、転入、編入、在学年数等を決定する。
 - 3 転入学及び編入学の時期は、入学が許可された学年の始めとする。

(休学・復学)

- 第19条 疾病、その他やむを得ない事由によって、引き続き3ヶ月以上修学することができない者は学校長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学の期間は、通算して1年以内とする。
 - 3 休学の期間は、第5条第2項に規定する在学期間に算入しないものとする。
 - 4 前項の者が復学しようとする場合には学校長の許可を得なければならない。

(退学)

- 第20条 退学しようとする者は、その事由を付して、学校長に届出なければならない。

(課程修了の認定)

- 第21条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。
 - 3 前2項の規定により、医療専門課程・救急救命学科並びに医療専門課程・理学療法学科を修了した者には専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第5章 賞 罰

(褒章)

- 第22条 成績優秀にして他の模範となる者については褒賞することができる。

(懲戒)

- 第23条 学校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒としての本分に反する行為があった場合等、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。
- 2 前項に規定する懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
 - 3 前項に規定する退学は、次に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣悪で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に違反した者

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 24 条 本校の入学検定料・入学金・授業料、実習費及び施設費は、次の通りとする。

(救急救命学科)

内 訳	入 学 検定料	入学金	授業料 (年額)	実習費 (年額)	施設費 (年額)	合 計 (年額)
入学年度	10,000	200,000	720,000	200,000	150,000	1,280,000
2 年目以降	-	-	720,000	200,000	150,000	1,070,000

(理学療法学科)

内 訳	入 学 検定料	入学金	授業料 (年額)	実習費 (年額)	施設費 (年額)	合 計 (年額)
入学年度	10,000	400,000	800,000	200,000	100,000	1,510,000
2 年目以降	-	-	800,000	200,000	100,000	1,100,000
3 年目以降			800,000	200,000	100,000	1,100,000

なお、学則に定められた生徒納付金以外は徴収しない。但し、実習経費（交通費、食費等）、教材費、研修費（国内外）については、別途定める。

(授業料の納付)

第 25 条 授業料その他の納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

(授業料等の返金)

第 26 条 既に納入した納付金は、返還しない。但し、必要と認められる事由があり、学校長がこれを許可した場合は、この限りではない。

2 停学を命じられた者についても同様とする。

(休学者の授業料)

第 27 条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料、実習費、施設費は徴収しない。

(除 籍)

第 28 条 授業料その他の納付金を 3 ヶ月以上滞納した者は除籍することができる。

2 第 5 条第 2 項に規定する在学期間を超えた者。

3 第 19 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者。

4 死亡した者又は長期間にわたり消息のつかめない者。

第 7 章 寄 宿 舎 等

(寄 宿 舎 ・ 健 康 診 断)

第 29 条 本校は、寄宿舍として学生寮を設置する。なお、寄宿舍に関する事項は別に定める。

2 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 13 条の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(学校行事)

第 30 条 校内体育大会及びレクリエーションを必要に応じ実施する。

(通学方法)

第 31 条 乗用車（四輪）及びバイクの通学は、原則としてこれを認めない。但し、学校長が認めた場合はこの限りでない。

(個人情報の取扱い)

第32条 個人情報の適正な取扱いに必要な事項は、個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)の定めるところによるものとする。

但し、試験成績発表の掲示についてはその適用を受けない。

第8章 雑 則

(施行細則)

第33条 この学則の施行についての細則は、別途定める。

付 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 令和2年4月1日以前に入学した者の教育課程及び授業時間数については、従前の例によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 令和6年4月1日以前に入学した者の教育課程及び授業時間数については、従前の例によるものとする。

別表 1

救急救命学科（２年課程）の教育内容と時間数

分野	教育内容	単位数				科目及び時間数			
		指定規則 別表第1	本 校 適 用						
				単位数及び科目名			1 年	2 年	合計
基礎 分野	科学的思考の基礎 人間と人間生活	8	8	講義	1	統計学		30	30
				講義	1	幾何学		30	30
				講義	1	物理学		30	30
				講義	1	時事・国際関係学	30		30
				講義	1	文学	30		30
				講義	1	論理学		30	30
				講義	1	英語	30		30
				実技	1	体育	30		30
		(小 計)	8	8			120	120	240
専門 基礎 分野	人体の構造と機能	4	4	講義	4	解剖生理学	90		90
	疾患の成り立ちと回復の過程	4	4	講義	4	法医学・病理学	60		60
	健康と社会保障	2	2	講義	1	公衆衛生		30	30
				講義	1	社会保障・社会福祉		30	30
	(小 計)	10	10			150	60	210	
専門 分野	救急医学概論	6	6	講義	1	観察	30		30
				講義	1	救急医療概論	30		30
				講義	2	救急処置概論	60		60
				講義	1	薬理学	30		30
				講義	1	検査		30	30
	救急症候・病態生理学	8	8	講義	1	救急症候学Ⅰ	30		30
				講義	2	救急症候学Ⅱ	30		30
				講義	2	救急症候学Ⅲ	30		30
				講義	1	救急症候学Ⅳ	30		30
				講義	1	救急症候学Ⅴ	30		30
				講義	1	救急症候学Ⅵ	30		30
	疾病救急医学	8	8	講義	2	疾病救急Ⅰ	60		60
				講義	2	疾病救急Ⅱ	60		60
				講義	1	疾病救急Ⅲ	30		30
				講義	1	疾病救急Ⅳ	30		30
				講義	2	疾病救急Ⅴ		60	60
	外傷救急医学	4	4	講義	3	外傷Ⅰ	90		90
				講義	1	外傷Ⅱ	30		30
	環境障害・急性中毒学	1	1	講義	1	環境障害と中毒	30		30
	臨地実習	25	25	実習	2	応急処置Ⅰ	90		90
				実習	2	応急処置Ⅱ	90		90
				実習	1	応急処置Ⅲ		45	45
				実習	3	救急救命処置Ⅰ	135		135
				実習	2	救急救命処置Ⅱ		90	90

				実習	1	救急外傷処置Ⅰ	45		45
				実習	1	救急外傷処置Ⅱ		45	45
				実習	4	総合演習		180	180
				実習	4	救急用自動車同乗実習		180	180
				実習	5	臨床実習		225	225
	(小 計)	52	52				1020	855	1875
	選択必修科目		3	講義	3	国家試験対策		90	90
	(小 計)		3					90	90
合 計		70	73				1290	1125	2415

別表 2

理学療法学科（3年課程）の教育内容と時間数教育内容と時間数

※令和6年4月1日以降の入学生に適用

教育内容		科目名	講義 単位	時間	第1学年		第2学年		第3学年	
					前	後	前	後	前	後
基礎分野	科学的思考の基礎	生命倫理	2	30	30					
		心理学	1	15	15					
		教育学	1	15	15					
		社会学	1	15	15					
		法学	1	15	15					
	人間と生活	対人関係論	1	15	15					
		物理	1	15		15				
	社会の理解	情報科学	1	15	15					
		保健体育Ⅰ	2	30	30					
		保健体育Ⅱ	1	15		15				
		英語	2	30	30					
	計		14	210	180	30	0			
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖学Ⅰ	2	60	30	30				
		解剖学Ⅱ	2	60	30	30				
		生理学Ⅰ	2	60	30	30				
		生理学Ⅱ	1	30		30				
		薬理学	1	30				30		
		病理学	1	30			30			
		人間発達学	1	30			30			
		臨床心理学	1	30			30			
		公衆衛生学	1	30			30			
		小計	12	360	90	120	120	30	0	0
	疾病と傷害の成り 立ち及び回復過程 の促進	医学概論	1	30	30					
		老年学	1	30	—	30	—			
		内科学	1	30	—		30			
		整形外科学	3	90	30	60	—			
		神経内科・脳外科学	2	60			30	30		
		精神医学	1	30		30				
		運動学	3	90	60	30				
		小児科学	1	30				30		
		栄養学	1	30		30				
		小計	14	420	120	180	60	60	0	0
	保健医療福祉とリハ ビリテーションの理 念	リハビリテーション概論 (理学療法概論)	3	90	60	30				
		社会福祉学	1	30		30				
		小計	4	120	60	60	0	0	0	0
	分野 計		30	900	270	360	180	90	0	0
専門分野	基礎理学療法学	基礎理学療法総論	1	30	30					
		理学療法研究法Ⅰ	1	30			30			
		理学療法研究法Ⅱ	1	30				30		
		卒業研究	3	90					60	30
		小計	6	180	30	0	30	30	60	30

理学療法管理学	理学療法業務運営管理	2	60			30	30		
	小計	2	60	0	0	30	30	0	0
理学療法評価学	理学療法評価法Ⅰ	2	60	30	30				
	理学療法評価法Ⅱ	2	60			30	30		
	理学療法評価法Ⅲ	1	30						30
	臨床運動学	1	30				30		
	小計	6	180	30	30	30	60	0	30
理学療法治療学	日常生活技術論	1	30			30			
	理学療法演習ⅠA	1	30		30				
	理学療法演習ⅠB	1	30		30				
	理学療法演習ⅡA	1	30			30			
	理学療法演習ⅡB	1	30			30			
	理学療法技術論（運動器疾患）	2	60			30	30		
	理学療法技術論 （火傷・筋・末梢神経疾患）	1	30			30			
	理学療法技術論 （中枢神経疾患・脊髄・神経内科疾患）	2	60			30	30		
	理学療法技術論（内部障害）	2	60			30	30		
	理学療法技術論（小児疾患）	1	30				30		
	運動療法総論	1	30		30				
	物理療法学Ⅰ	1	30			30			
	物理療法学Ⅱ	1	30				30		
	義肢学	1	30				30		
	装具学	1	30			30			
	理学療法特論 （癌・回復期・画像診断）	2	60					30	30
	小計	20	600	0	90	270	180	30	30
地域理学療法学	地域リハビリテーション論	1	30				30		
	予防医学	1	30					30	
	生活環境論	1	30			30			
	小計	3	90	0	0	30	30	30	0
臨床実習	臨床実習Ⅰ（見学）	1	45	45					
	臨床実習Ⅱ（評価）	4	180				180		
	地域理学療法実習	1	45	—	—	—	—	45	—
	臨床実習Ⅲ（総合）	15	675	—	—	—	—	360	315
	小計	21	945	45		0	180	405	315
計		58	2,055	105	120	390	510	525	405
合 計		102	3,165	555	510	570	600	525	405

1 単位 講義・演習 基礎分野 15 時間
 専門基礎分野・専門分野 30 時間
 臨床実習 45 時間

理学療法学科（３年課程）の教育内容と時間数教育内容と時間数

※令和２年４月１日以降の入学生に適用

教育内容		科目名	講義 単位	時間	第１学年		第２学年		第３学年	
					前	後	前	後	前	後
基礎分野	科学的思考の基盤 人間の生活 社会の理解	生命倫理	2	30	30					
		心理学	1	15	15					
		教育学	1	15	15					
		社会学	1	15	15					
		法学	1	15	15					
		対人関係論	1	15			15			
		物理	1	15		15				
		情報科学	1	15		15				
		保健体育Ⅰ	2	30	30					
		保健体育Ⅱ	1	15		15				
		英語	2	30	30					
	小 計		14	210	150	45	15			
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖学Ⅰ	2	60	30	30				
		解剖学Ⅱ	2	60			30	30		
		生理学Ⅰ	2	60	30	30				
		生理学Ⅱ	1	30		30				
		薬理学	1	30		30				
		病理学	1	30	30					
		人間発達学	1	30		30				
		臨床心理学	1	30			30			
		公衆衛生学	1	30		30				
		小 計	12	360	90	180	60	30		
	疾病と傷害の成り 立ち及び回復過程 の促進	医学概論	1	30	30					
		内科学・老年学	2	60	30	30				
		整形外科Ⅰ	2	60	30	30				
		整形外科Ⅱ	1	30			30			
		神経内科学・脳外科学	2	60			30	30		
		精神医学	1	30		30				
		運動学	3	90	60	30				
		小児科学	1	30			30			
		栄養学	1	30		30				
		小 計	14	420	150	150	90	30		
	保健医療福祉とリ ハビリテーション の理念	リハビリテーション概論 (理学療法概論)	3	90	60	30				
		社会福祉学	1	30		30				
		小 計	4	120	60	60				
	計		30	900	300	390	150	60		
	基礎理学療法学	基礎理学療法総論	1	30	30					
		理学療法研究法Ⅰ	1	30			30			
		理学療法研究法Ⅱ	1	30				30		

専門分野		卒業研究	3	90					60	30	
		小 計	6	180	30		30	30	60	30	
	理学療法管理学	理学療法業務運営管理	2	60			30	30			
		小 計	2	60			30	30			
	理学療法評価学	理学療法評価法Ⅰ	2	60	30	30					
		理学療法評価法Ⅱ	2	60			30	30			
		理学療法評価法Ⅲ	1	30						30	
		臨床運動学	1	30				30			
		小 計	6	180	30	30	30	60		30	
	理学療法治療学	日常生活技術論	1	30			30				
		理学療法演習ⅠA	1	30		30					
		理学療法演習ⅠB	1	30		30					
		理学療法演習ⅡA	1	30			30				
		理学療法演習ⅡB	1	30			30				
		理学療法技術論（脊椎疾患）	2	60			30	30			
		理学療法技術論 （整形外科・スポーツ）	1	30			30				
		理学療法技術論（脳血管疾患）	2	60			30	30			
		理学療法技術論（内部障害）	2	60			30	30			
		理学療法技術論（小児疾患）	1	30				30			
		運動療法総論	1	30		30					
		物理療法学Ⅰ	1	30			30				
		物理療法学Ⅱ	1	30				30			
		義肢学	1	30				30			
		装具学	1	30				30			
		理学療法特論	2	60					30	30	
		小 計	20	600		90	240	210	30	30	
		地域理学療法学	地域リハビリテーション論	1	30						30
			予防医学	1	30					30	
	生活環境論		1	30			30				
	小 計		3	90			30		30	30	
	臨床実習	臨床実習Ⅰ（見学）	1	45		45					
		臨床実習Ⅱ（評価）	4	180				180			
		臨床実習Ⅲ（総合）	16	720					360	360	
		小 計	21	945		45		180	360	360	
	計		58	2055	60	165	360	510	480	480	
合 計		102	3165	510	600	525	570	480	480		

1 単位 講義・演習 基礎分野 15 時間
 専門基礎分野・専門分野 30 時間
 臨床実習 45 時間

細 則

【教育関連事項】

1 学期区分

1 年次、2 年次において、それぞれ原則的に 4 月 1 日から 9 月 30 日までを前期とし、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを後期とする。したがって 4 月に始まり 9 月に終了する科目を前期の科目、10 月に始まり翌年 3 月に終了する科目を後期の科目、4 月に始まり翌年 3 月に終了する科目を通年の科目として区分する。

2 時間割等

(1) 学内授業

①授業を行う日

学内の授業は、原則として月曜日から金曜日行われ、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び学校長が臨時に定めた日を休校日とする。

②時間割

ホームルーム 08:50～08:55

1 時 限 目 09:00～10:30

2 時 限 目 10:40～12:10

3 時 限 目 13:00～14:30

4 時 限 目 14:40～16:10

但し、授業時間及び休校日は、学校長が必要であると認めたときはこれを変更することができる。

(2) 学外授業

学外授業は、実施時間を計上する。

3 卒業に必要な授業時間数

カリキュラムの総計に記された救急救命学科の総単位数は 73 単位及び理学療法学科の総単位数は 102 単位はすべてが必修である。

4 評価方法

(1) 成績の評価

各科目の成績評価は、各科目毎の修了試験結果、効果測定、当該科目の出席状況、提出物の評価、学習態度等に基づき、科目担当教員の責任下のもと、総合的に勘案して行う。ただし、修了試験結果が 60 点未満及び出席時間数が各科目の授業時間数の 3 分の 2（実習においては 5 分の 4）に達しない者についての成績評価は D とする。成績評価は「A」、「B」、「C」、「D」で表し、「D」は科目認定不可とする。

(2) 修了試験

① 試験日程は試験の 10 日前までに発表される。

② 席順は学籍番号順とする。ただし、学科長が認めた場合は、この限りでない。

③ 試験開始後 15 分以上経過した場合は試験場に入場できない。

④ 途中退室は、試験によりそのつど定める。この際答案用紙は裏返して、自分の荷物を持って退室すること。また、退室後に再入室することは原則として認めない。やむを得ない事情があるときは担当教員に申し出ること。

⑤ 試験中、不正行為を行った者は発見次第退室を命じ、当該科目の試験は 0 点とする。

⑥ 試験中は学生証を机上に置くこと。

- ⑦ 試験会場に入室する際には携帯電話等の電源は切り、カバン等に入れること。試験の最中に携帯電話の鳴動等を確認した時点で一時中断し、所有者の退室を命じ、不正行為同様の処分とする。

(3) 追試験

特定の病気、忌引、交通機関の遅延などやむを得ない理由（公欠）により試験を受けられなかった場合、その理由が正当であると校長が認めた者は、追試験を受けることができる。この場合、試験終了後 7 日以内に、「追試験願」を職員室教務担当に提出しなければならない。

公欠手続きがない場合は、再試験と同じ扱いとする。

(4) 再試験

修了試験の結果が「D」の者、および追試験の結果が「D」の者は再試験を願い出ることができる。この場合、再試験前日までに再試験料（3,000 円）とともに「再試験願」を事務室へ提出しなければならない。ただし再試験の合格基準は 60%以上とし、評価は「C」若しくは「D」とする。

(5) 最終試験

再試験の結果が「D」の者は最終試験を願い出ることができる。この場合、最終試験前日までに最終試験料（3,000 円）とともに「最終試験願」を事務室へ提出しなければならない。ただし最終試験の合格基準は 60%以上とし、評価は「C」若しくは「D」とする。

(6) 学外実習前判定

学外実習(救急車同乗実習・病院実習等)は、臨床現場に立ち会うことが考えられるので、当該実習前に学生の出席、成績、服装、容姿、授業態度を考察して学外実習の可否を判定する。学外実習として派遣するにふさわしくない場合は改善勧告をし、その後の改善が見られない場合、実習への参加を認めないものとし、当該科目の単位認定を認めない。

(7) 進級条件

当該学年において、履修すべき科目修了認定を受けている者。

(8) 卒業条件

卒業判定は、当該学科の全科目修了認定を受け、かつ当校が卒業を認めた者。

※ 本校の秩序を乱し、その他学生として本分に欠けた者については、卒業を認定しない場合がある。

(9) その他

それぞれの学科において、成績等優秀者には、校長の推薦状を発行することができる。

※ 成績等・・・科目評価を基に、出席状況、履修態度を加味し判定する。

5 欠席・遅刻・早退・公欠

(1) 欠席

授業時間において完全に不在、授業開始後 15 分間以降または 75 分間以内に退室した場合には欠課扱いとする。その後登校した段階で規定の用紙に記入し職員室で手続きすること。

(2) 遅刻

授業開始後 15 分間以内に出席した場合。これ以降は欠課扱いとする。登校した段階で規定の用紙に記入し職員室で手続きすること。手続き完了後、各教室へ入室し、授業終了後には担当教員にも申し出ること。

(3) 早退

授業開始後 45 分間以降に退席した場合。これ以前は欠席扱いとする。授業開始前に規定の用紙に記入し職員室で手続きすること。手続き完了後、担当教員にも申し出ること。遅刻・早退は、科目ごとに 3 回で欠席 1 回の扱いとする。

(4) 公欠

原則として公欠前日までに規定の用紙に記入し書類を添付し職員室で手続きすること。

① 遅延に関して

通学申請した通学経路における交通機関遅延の場合は適応とする。

遅れると判明した時点で学校か教員へ本人が連絡するものとし、その遅延先で証明書を発行してもらい、当日中に職員室で手続きすること。これらを怠った場合は、遅刻および欠席と同じ扱いとする。

② 病欠に関して

(特定の病気など)

学校保健法及び感染症法（旧結核予防法）に定める出席停止に該当する病気については適応とする。後日、医療機関発行の診断書を提出すること。

(申請した通学経路における登下校時の交通事故等によるもの)

(授業内における怪我)

学科会議により対応を検討する。

③ 忌引きに関して

後日、会葬案内等を提出すること。

父母、配偶者及び子女 7日間（土日祝祭日含む）を適応とする。

祖父母、兄弟姉妹 3日間（土日祝祭日含む）を適応とする。

曾祖父母、伯叔父母 1日間（土日祝祭日含む）を適応とする。

その他同居の親族 1日間（土日祝祭日含む）を適応とする。

④ 就職に関して（最高年次生に限る）

(試験及び面接)

受験当日は適用とする。

(出願)

直接持参でないと受理されないものにかぎり、持参当日のみ適用とする。

(移動日)

原則として、東北地方（福島県、宮城県、山形県、秋田県、青森県、岩手県）以外は試験前日1日を認める。

*試験地等を考慮した上で、学科会議により追加を認めることができる。

(就職に関する健康診断)

原則として半日を認める。指定医療機関での受診が限定されるなどの場合は1日認める場合もある。後日、受診機関の領収書等を提出するものとする。

(その他)

就職に関わる日時指定の招集等は1日認める場合もある。

6 提出物

レポートなど提出物は、提出期限が守られなき場合は「D」評価とし、学科会議により対応を検討する。

【事務関連事項】

1 窓口受付時間

平日 9:00～17:00（12:10～12:40は窓口閉鎖）

土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する日の受付業務は休み、夏期、冬期休業日など授業のない期間についてはその都度掲示する。

2 学生証

- (1) 学生証は本校の学生であることを証明するものであり、常時携帯しなければならない。
- (2) 学生証の有効期限は、学生証に記載されている期間までである。
- (3) 学生証を持たない者は、学内で行われる試験（修了試験、臨時試験等）の受験および各証明書の請求・受領はできない。
- (4) 学生証を紛失した場合は直ちに事務室に届けるとともに、「学生証再交付願」を提出し、再交付を受けなければならない。
- (5) 卒業、退学、除名等により学籍を失ったときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

3 各種証明書、届出、願出の取り扱い

- (1) 各証明書の申し込みは、窓口にある「証明書交付願」に必要事項を記入し、必要な手数料を添えて提出すること。
- (2) 発行に要する日数は窓口で確認すること。緊急に必要な場合は、その旨申し出ること。
- (3) 住所、姓名などを変更した場合、保証人を変更した場合は、変更後10日以内に、学生証とともに「身上異動届」を提出すること。
- (4) 諸届けと各種証明書一覧

項 目	添付書類等	提 出 場 所	手 数 料
退 学 願	保証人連署	各学科長	不 要
休 学 願	〃 、診断書等	〃	〃
復 学 願	保証人連署	〃	〃
身上異動届	住民票	事務窓口	〃
学費延納願	保証人連署	〃	〃
学 割 証		〃	〃
通学証明書		〃	〃
学生証再発行願		〃	1,000円
その他の証明書		〃	一律300円

4 退学届

- (1) 退学を希望するものは、あらかじめ学科長と十分に相談の上、父兄連署の「退学届」を提出し学校長の許可を得ること。
- (2) 修学資金などの貸与を受けているものは、返還手続きを必ず行うこと。

5 休学願・復学願

- (1) 病気などの理由で休学を必要とする場合は、「休学願」を提出し校長の許可を得ること。
休学期間は、申請日からその学年終了時までとする。ただし、学校長が特別の事情があると認めた場合は、1年間の期間を限って延長することができる。
- (2) 復学するときは、休学期間の満了1カ月前までに「復学願」を提出し、学校長の許可を得ること。休学期間満了の日までに復学手続を行わない場合は、除籍または退学の処分となるので注意すること。
- (3) 修学資金などの貸与を受けているものは、休学ないし復学に伴う手続を必ず行うこと。

6 掲示

本校では、学生に対する連絡事項はすべて掲示板に掲示する。

掲示板には時間割の変更、休講、補講の連絡、試験関連の連絡、レポート課題と提出期限、

就職関係の紹介等重要事項が含まれているので、毎日必ず目を通し、見落としのないよう十分に注意すること。ただし、緊急の場合は校内放送やプリントで連絡することがある。また、学生が掲示を希望する場合は事務室に掲示物を提出し、許可を得てから掲示すること。

7 遺失物、拾得物の取り扱い

- (1) 校内の遺失物は事務室に保管し、台帳に記載してある。台帳を見て自分の所有物だと思うものがある場合は、速やかに申し出ること。
- (2) 学校内の拾得物は速やかに事務室に届け、拾得した場所・時間などを正確に申し出ること。
- (3) 金銭など貴重品以外の保管期間は、原則としてその年度末までとする。金銭など貴重品の保管は拾得後1年間とし、保管期間後は処分する。ただし、飲食物は届出当日保管後処分する。

8 校内施設および器具の使用

- (1) 教室以外の校内施設・器具は、許可なしでの使用は認めない。授業以外で校内施設・器具の使用を希望する学生は教員に相談のうえ、「施設・器具使用許可願」を提出し許可を受けること。
- (2) 次のいずれかの場合は、使用許可の取り消し、または使用を中止させることがある。
 - ① 学校が緊急にその施設・器具を使用しなければならないとき。
 - ② 施設・器具を破損したり、その恐れがあると認められたとき。
 - ③ 学校管理上支障があると認められたとき。
- (3) 故意に破損した場合には弁償を命じることがある。

9 校費などの支払い

- (1) 授業料その他の納付については、事務室の指示に従い所定の期限までに手続を終えること。これに従わないものは、勧告後除籍処分とする。
- (2) 校費の納入方法は銀行振込とし、1年分または前期分・後期分をそれぞれの期限までに納入すること。
延納や分納を希望するものは、事務室に相談すること。
 - ア 前期分納期限 3月末日まで
 - イ 後期分納期限 9月末日まで
- (3) いったん納入した授業料その他の納付金は、理由の如何にかかわらず返金しない。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日より施行する。

学校生活

本校の学生は、将来医療分野、福祉分野において社会に貢献する立場にあるものである。従って各学科に対して全力で勉学に励むのはもちろんのこと、本校卒業後によき社会人となって活躍できるよう、社会人としてのマナーは在学中から養成するものであると考える。以下の事गरらについてよく熟読し、学校生活に生かされたい。

1. 登下校

学校周辺の近隣の住民や、通行中の人及び車両に迷惑のかからないよう十分注意をすること。

登下校中に大声で騒いたり、横一列になって歩くことは慎むこと。歩行中の喫煙は厳禁とする。

自動車、オートバイによる通学は原則として禁止する。やむを得ない理由でこれらの手段を用いる者は、あらかじめ許可願を事務室に提出し、学校長に許可を受けるものとする。

2. 校内での生活、学外実習参加時の注意

【行事】

学校で行う全学年を対象とした行事には、必ず全員参加すること。やむを得ない理由で欠席するときは、あらかじめ学科長に了承を得ること。

【職員室・事務室への出入り】

職員室・事務室は学生のプライバシーにかかわる情報や試験問題などを管理している。

したがってみだりに入室することは慎むこと。入室にあたってはノックにて室内からの返事を待つこと。返事があつたらドアを開け、入り口にて学科名、学年、氏名を述べたあと用件を話すこと。教職員の許可なく室内に入らないこと。また 12:10~12:40 の入室は原則認めない。

【喫煙】

指定された場所以外での喫煙を禁止とする。

【飲食】

飲食は一般教室、ラウンジのみ許可する。特別教室、実習室、図書室、廊下などでの飲食は禁止とする。

【ゴミの分別について】

缶やペットボトル、燃えるゴミ等についてはそれぞれ専用のゴミ箱に捨てること。なお実習等で使用する医療廃棄物については、担当教諭の指示に従うこと。

【窓・カーテンの開閉】

周囲の民家への影響を考慮し、開閉可能な窓・カーテンを定めている。開閉可能な窓・カーテン以外は開けないこと。

【携帯電話の取り扱い】

講義中・実習中・試験中は携帯電話の電源を切り、実習室には持ち込まないこと。また実習先の医療機関等では利用することも禁じられているので十分注意すること。守れない場合は当該授業を欠席扱いとする。

【教室間の移動】

教室間を移動する際は、他のクラスの講義・実習に支障をきたすことのないように静粛に行うこと。

【貴重品】

貴重品は常に本人の責任において身につけておくこと。原則高価な貴重品及び多額の金銭は学校に持参しないこと。なお、教職員が貴重品等を一時的に預かることはしないので、事務室の

方へ申し出ること。万が一紛失・破損した場合、学校側では一切責任を負わない。

【ロッカーの使用】

学生個人の荷物保管用に、1人1カ所のロッカー使用が認められている。ロッカー内には飲食物など腐敗する可能性のあるものを長時間保管しないこと。

ロッカーの鍵は年度のはじめに貸与し、年度の終わりに回収する。紛失しないよう注意すること。紛失した場合には弁償を命じる。その場合は各学科の担当教諭に申し出ること。

【学外からの呼び出し】

学外からの電話による学生の呼び出しは、緊急を要する場合以外に行わない。

【日常生活の相談】

学校生活を送るうえでの相談や疑問は、各学科の教員に尋ねること。

【身だしなみ等】

講義・実習を受けるのに適切な髪型、髪の色、服装を守ること。ヒゲ・ピアス・タンクトップ・キャミソール等のみの受講、および担当教員が不適切と判断した場合、受講させない。

3. 図書室の利用

図書は諸君の学習に不可欠のものである。本校の図書資料は学科ごとに書棚が分かれ学習に必要な最低限の知識、情報が得られるように配慮されている。これらの資料を十分に活用して、学生生活を有意義なものにしていくことが望まれる。

【利用概要】

開室日・開室時間

月～金曜日 9:00～17:00

貸出について

a 館内閲覧

開架図書については、自由に書架から取り出して利用できる。利用が終わった図書は、必ず元の位置に戻しておくこと。

b 館外貸出

貸出冊数は1人1度につき4冊までとし、期限は2週間とする。ブックカードに学籍番号を記入してカウンターに提出のこと。

c 貸出期限の延長

予約の入っていない本に限り、1回のみ2週間以内の延長を認める。

d 予約

利用したい本が貸出中の場合、カウンターに予約の申し込みができる。返却後優先的に貸出をする。

e 購入希望図書

利用したい本が図書室にない場合、カウンターに申出、所定の用紙に書名・著作名出版社名を記入し提出すること。審査のうえ購入を検討する。

f 貸出禁止の図書・教材について

背表紙に「禁帯出」のラベルの貼ってあるもの。

g その他

手続きをせずに無断での持出しは厳禁とし、貸出図書について紛失、汚損した場合には同一図書を弁償してもらう。

利用上の注意

携帯電話の電源はきり、室内での私語や大声での談笑は慎むこと。また図書室での飲食は一切禁止する。

4. 健康管理

【年次健康診断】

学校保健安全法及び感染症法（旧結核予防法）に従って、年次健康診断が義務づけられている。各学年とも春に行い、胸部X線写真、身長、体重、尿検、内科検診、血液検査である。

【保健室】

急病等の際には教職員に連絡し、相談すること。必要に応じてベッドで休養をとることができる。

5. 日本学生支援機構

奨学金の説明、申し込みについては事務室に問うこと。

6. アルバイト

本校の学生は短期間で専門的な知識、技術を取得する。従って在学中の学習は高レベルで量も多い。在学中はひたすら勉学に励むべきであり、アルバイトは好ましくない。しかしながら経済的理由によりアルバイトを行わなければならない学生は学校長に許可願を提出し承諾を受けること。また許可願が出ている学生においても下記の場合は許可を取り消すことがある。

a 学業成績が不振で単位修得が困難であると判断された者

b 疲労により遅刻、欠席、早退が多く、また居眠りなど学習態度が悪い者
次に該当する職種においては一切許可をしない。

a 風俗営業、その他教育上不健全と認められる職種

b 深夜、または宿泊を伴う職種

c その他学生の健康、安全面が危惧される職種